

Title	面会交流援助の意義と発展的課題 : ドイツ法の運用を視座として(1)
Author(s)	稲垣, 朋子
Citation	国際公共政策研究. 2012, 17(1), p. 101-121
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/25989
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

面会交流援助の意義と発展的課題

—ドイツ法の運用を視座として—(1)

Importance and Problems of Assistance for Visitation

—A Study from German Law—(1)

稲垣朋子*

Tomoko INAGAKI*

Abstract

This paper examines the issue of assistance for visitation after separation/divorce. Some groups in Japan are initiating actions to assist visitation. In Germany, the visitation with the assistance of a third party was provided by Article 1684 of the German Civil Code in 1997. Since then, the German government has made “German standards for visitation assistance,” the aim of which is to provide the standards for judges and assistants.

In this paper, I will investigate the actual situation of such assistance in Japan and Germany. This paper goes on to consider what is needed to develop the assistance for visitation in Japan by analyzing the practice in Germany.

キーワード：離婚法、子の福祉、面会交流援助、ドイツ民法1684条、付添い交流に関するドイツ基準

Keywords : divorce law, welfare of the child, assistance for visitation, Article 1684 of the German Civil Code, German standards for visitation assistance

* 日本学術振興会特別研究員

目次

- I はじめに
- II 日本における面会交流援助の現状—ヒアリング調査から
 - 1. FPIC 大阪ファミリー相談室
 - (1) 事業の歩み
 - (2) 面会交流部の援助体制
 - (3) 援助の受付と事前面接
 - (4) 面会交流援助の蓄積と対象者の属性
 - (5) 面会交流援助の類型とその内容
 - (6) 課題
 - 2. FLC 面会交流部門：Vi-Project
 - (1) 事業の歩み
 - (2) Vi-Project の援助体制
 - (3) 援助の受付と事前カウンセリング
 - (4) 面会交流援助の蓄積と対象者の属性
 - (5) 面会交流援助の類型とその内容
 - (6) 課題
 - 3. 小括 (以上、本号)
- III ドイツにおける面会交流援助—ドイツ基準の形成とその運用
- IV 結語—面会交流援助の発展的課題

I はじめに

本年4月1日より民法766条が改正され、父母が協議離婚に際して定める「子の監護について必要な事項」の具体例として面会交流と養育費の分担が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記された。また、上記改正を受け、離婚届に、未成年の子がいる場合について、面会交流・養育費分担の取決めの有無をチェックする欄が新たに設けられた。

このような規定および措置には法的拘束力がなく、離婚届の面会交流・養育費のチェック欄への記入は離婚届の受理要件ではない。したがって、面会交流の実効性がこれまでに比しどれほど確保されるかは、未知である。しかし、子の福祉を念頭に面会交流の明文化がなされたことは、面会交流の実効性確保の具体的対策へと続く1つの布石となると思われる。改正に伴い、法務省は、啓発を目的とした3種類のリーフレットを作成した¹⁾。また、IIの導入部分で後述するように、自治体の

1) ①「夫婦が離婚をするときに～子どものために話し合っておくこと～」では、離婚を考えている父母を対象に、養育費分担・面会交流の意義や取決めの必要性について記している。②「面会交流1～子どもたちのすこやかな成長を願って」では、面会交流の話し合いを予定している父母に向け、面会交流の意義や子のための面会交流において求められる姿勢などを説明している。③「面会交流2～実りある親子の交流を続けるために～」は、すでに面会交流を行っている、あるいは、これから行おうとする父母に対し、子にとって望ましい面会交流をスムーズに行うための留意点について説明している。

中にも面会交流援助に関する取組みが見られる。

面会交流における子の福祉実現に関しては、これまで、子の意思の尊重、子の代弁人制度、面会交流援助、強制執行等、様々な角度から比較法的視点も交えて研究が行われてきた。本稿ではこの中の面会交流援助に焦点を当てる。

わが国には面会交流援助を具体的に定める法規定は存在しない。しかしながら、父母が何らかの理由で自立した面会交流を行えない場合、近年では、第三者の援助を受けて面会交流を行うことがある。第三者の手を借りてまで行う面会交流に意義はあるのかという見方もあるかもしれないが、適切な場合に、かつ、適切な方法で援助がなされれば、子の福祉が実現される。裁判例においても、第三者の立会いを条件に面会交流を認容するものがある²⁾。

本稿では、まず、公益社団法人とNPOの2団体に対して行ったヒアリング調査をもとに、わが国での面会交流援助の実態を把握し、同時に課題は何であるかを示す(Ⅱ)。続いて、ドイツにおける面会交流援助を取り上げる。ドイツでは、1997年の親子法改正により、民法1684条4項に付添い交流が明文化された。これに伴い、1999年より連邦家族省が関連研究機関への研究プロジェクト委託を開始し、それに連邦司法省も協力し、幾層もの議論を経て2007年に「付添い交流に関するドイツ基準」が採択された。この議論の過程を追ったうえで、現在、当該基準を関係諸機関がいかに関用しているかを明らかにする(Ⅲ)。そして、わが国で今後、面会交流援助の質を高めていくために必要な発展的課題を示したい(Ⅳ)。

Ⅱ 日本における面会交流援助の現状—ヒアリング調査から

面会交流援助の現場では今、具体的にどのような援助が行われているのであろうか。筆者は、大阪に拠点を置いている2つの民間団体に対するヒアリング調査を行った。公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)大阪ファミリー相談室(2011年6月21日)とFLC安心とつながりのコミュニティづくりネットワークのVi-Project(同年7月20日)である³⁾。

これまでに、FPIC東京ファミリー相談室の活動に関しては、紹介がなされている⁴⁾。ただ、FPICの面会交流援助は、基本方針が全国的に統一されているものの、その細部は相談室・連絡室の各事情により異なっている。基本方針を押さえつつ、個別事情に合わせていかに柔軟に援助を展開してい

2) 乳児院職員の同席を条件とした大阪高裁平成7年7月31日決定(家月45巻7号63頁)、FPICの立会いを条件とした東京家裁平成18年7月31日審判(家月59巻3号73頁)、夫および夫の指定する第三者の立会いを条件とした東京高裁平成19年11月7日決定(家月60巻11号83頁)等がある。

3) FPIC大阪ファミリー相談室の小田八重子氏、水口富美永氏、ならびに、Vi-Projectの桑田道子氏には業務でご多忙の中お時間を割いていただき、約2時間にわたり貴重なお話を拝聴する機会を賜った。また、2012年7月には直近の情報の提供を受けた。この場を借りて、改めて厚く御礼申し上げる。

4) 東京ファミリー相談室の面会交流援助活動については、棚村政行「離婚後の面会交流—民間の面会交流支援活動を中心に—」『家族と法の地平』(2009)98-111頁、山口恵美子「面会交流・養育費の実現に向けたサポート」家族(社会と法)26号(2010)66-74頁、同「面会交流の援助に携わって」家月62巻4号(2011)45-82頁、同「子ども・親支援のあり方—FPICの活動を通して」法律時報83巻12号(2011)30-35頁、棚村政行他「法務省・親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」(2011)を参照。

るかという点を見ておくことは、今後、わが国において面会交流援助のあり方を探っていくうえで、必要ではないかと考える。また、Vi-Projectの活動についても紹介があるが⁵⁾、同じ大阪を拠点としている公益社団法人とNPOの活動を同時に取り上げることで、新たに見えてくる点もあると思われる。

なお、これらの民間団体のほかに、自治体にも昨年から取組みが見られる。民法766条の改正が2011年5月27日に参議院で可決・成立し、2011年6月3日に公布されたことを受けて間もなく、神戸市が、「面会センター」の設立等、面会交流を支えるための仕組みづくりの検討に着手した⁶⁾。同市は2011年3月に市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(2011年度~2015年度)を策定し、DV被害者の子への支援策として「面会センターを含む(離婚後の面会の)仕組みの構築」を盛り込んだ。そして、「離婚や別居を経験した親との面会経験がある15~30歳までの者」または「離婚経験があり、同居する子を元配偶者に会せたことのある親」を募り、調査委託先の「日本DV防止・情報センター」の相談員・弁護士が、交流の内容や方法、当時の心情などについて聞き取り、2012年4月に報告書を公表した⁷⁾。同市は今後、この報告書に基づき、神戸市DV検討会で子の支援の視点に立った面会交流の仕組みの構築について、国・県の動向を踏まえながら対策を練っていくとしている。

また、東京都は2012年5月7日、自治体として全国で初の離婚後の親子の面会交流を仲介する事業を開始した。「都ひとり親家庭支援センターはあと」が無料で提供する(FPIC東京ファミリー相談室が協力。事前相談や面会交流に際しての交通費等の実費は自己負担)。支援対象は、子と同居している親が都内に居住し、子が中学生以下の離婚家庭である。さらに、両親の年収がともに児童扶養手当を受給する水準で、子との面会交流について父母の双方が合意していることも求められる。面会交流支援の申込みは同居親、別居親のいずれからも可能である。収入等の資格審査の後に両親それぞれと面談して状況を聞き取り、面会交流の方法や日時、場所を調整する。これに加え、面会交流当日は、各ケースの事情に合わせて受渡し、付添いなどの支援が行われる。面会交流の頻度は、原則1か月に1回までとし、申込日より1年間は何度でも支援を受けられる。その後の援助経験者の再申込みは受け付けない。

このような一部の自治体での取組みを契機に、今後、他の自治体が援助を検討する可能性がある⁸⁾。そのような場合においても、公的機関と民間機関の違いはあるとはいえ、日本で先例のないところから支援を開始し経験を積んできた民間団体の援助活動は、参考になる部分が多いと思われる。

5) 棚村・前掲注4)、棚村他・前掲注4)、二宮周平=桑田道子「離婚後の親子の面会交流支援~合意形成の課題と民間団体の取り組み」戸籍時報(2012)33-48頁において、Vi-Projectの面会交流援助活動の紹介がある。

6) 毎日新聞2011年6月30日(大阪夕刊)。

7) 「別居親と子どもの面会交流に関する調査報告書一面会交流が子どもに及ぼす影響一」と題された報告書である。子どものときに別居親との面会を経験した14人(内、親のDVを目撃した人が7人、別居親から虐待を体験していた人が5人)と、同居する子を別居親に面会させた親17人(内、DV被害を体験した人が13人、子がDVを目撃していたと回答した人が9人)の協力を得て調査がなされている。まとめの部分では、「面会に関する子ども支援プログラム」が提案されている。

8) 厚生労働省は2012年度から、都道府県や政令・中核市が面会の仲介事業を実施した場合、事業費の一部を補助することを決めた。しかし、多くの自治体は事業の必要性は認めながらも、ノウハウをもつ職員がいいため実施に至っていない。読売新聞2012年5月5日(東京朝刊)。

1. FPIC 大阪ファミリー相談室

(1) 事業の歩み

公益社団法人FPICは現在、東京、大阪、千葉、福岡、宇都宮、名古屋、松江、広島の相談室を拠点に活動を展開している⁹⁾。中でも大阪ファミリー相談室は東京ファミリー相談室とほぼ時期を一にし、1993年に設立された。家庭裁判所調査官研修所(当時)で4年にわたる密度の濃い研修を受け、独立した家裁調査官として様々な実務経験を積み、やがて退職したOB・OGの提案ではじめられた。家裁調査官として過去に受けた教育、培ったノウハウを退職後も社会に何らかの形で還元することはできないかという意欲・考えが、形となって現れたものである。近年は、さらに元裁判官・元家事調停委員などのメンバーも加わり、多士済々である。

大阪ファミリー相談室開設当時に中心を占めていた業務は、親権者の適格性についての民事鑑定や刑事事件の情状鑑定の依頼、その他家族問題に関する一般の相談であった。しかし、2004年4月に人事訴訟法事件が地裁から家裁に移管されたことに伴い、親権者の適格性の民事鑑定の依頼は減少した。また、裁判員制度の導入で裁判の迅速性が図られ、刑事事件の情状鑑定依頼も以前と比べ大幅に減った。一方、2009年4月より、法務大臣の認証のもと、大阪ファミリー相談室では離婚協議等調停(ADR)事業が開始されている。現在では、このADR事業と面会交流援助、成年後見、公正証書遺言作成の際の証人としての立会い、その他家族問題の相談、研修会等への講師派遣が主な業務となっている。移転の前から大阪ファミリー相談室は大阪家裁の近辺にあったが、2008年11月の移転で家裁により近い、大阪市中央区内本町のビルの3階に拠点を移した。この移転は、面会交流援助の増加とADR調停事業導入に対応すべく、広いスペースを確保するためであった。

大阪ファミリー相談室には、総勢70名弱のスタッフが在籍する。内訳は、45名が正会員、22名が特別会員である。正会員とは、元家裁調査官のことをほぼ指す(元裁判官、元裁判所書記官も含む)。特別会員は、多くが元・現調停委員である(元会社員等、調停経験のない者も数名含む)。まず特別会員としてメンバーに加わり、様々な経験を積んだ後に正会員として活動する場合もある。大阪ファミリー相談室の特徴として、他の相談室に比して特別会員よりも正会員の割合が多いことが挙げられる。

(2) 面会交流部の援助体制

面会交流援助も、大阪ファミリー相談室設立時から事業の一環には組み込まれていたものの、設立当初はこれに関する申込みはなく、面会交流に対する社会的要請の高まりを感じたのは、2003～2004年頃であるという。その当時は大阪ファミリー相談室では、現在のような「面会交流部」といった組織立ったものではなく、面会交流援助に対する関心・知識を備えた数人の会員が、その対応に

9) これらすべての相談室で面会交流援助が提供されている。

当たっていた。さらなるニーズの高まりを受け、2006年4月に「面会交流部」を正式に発足させた。

現在、面会交流部には、幹事1名、副幹事3名の他、会員10数名が所属する。ただ、最近では面会交流援助の申込みが年々増えているため、その部員のみでは足りず、他の部に属する会員にも協力を呼びかけているのが実情である。結果、全会員のうち、40数名が何らかの形で面会交流援助に携わっている。1名が平均3ケースほどを担当、多い場合は、1名が5～6ケースを担当していて、スタッフにとってはかなりハードな業務であることが窺える。しかしながら、現在の会員数と申込み件数を考慮すると、実際に40数名が1名平均3ケース程度を担当しなければ、援助は円滑に進まない状況であるという。このような現状への対策を検討した結果、大阪ファミリー相談室で研修を受けた大学生4名が2011年10月より、主に屋外での面会交流中の補助ボランティアとして活動に加わることとなった。専門知識・経験を有する中高年のスタッフのみで構成されていることがFPICの特徴の1つともいえるが、導入された学生ボランティアは、屋外で走り回る子について回る体力があり、子にとって「お兄さん」「お姉さん」世代である。子のニーズに合った遊びを提案したり、援助者と父母との世代格差を埋め、打ち解けた面会交流の雰囲気づくりにプラスとなっているようである¹⁰⁾。また、プレイルーム内での面会交流でも活動し、特に、子が2人以上のケースには有効である。そのため、最近では、学生ボランティアの補助に期待が高まり、学生ボランティアの増員が図られている(2012年7月1日現在12名)。

また、援助は原則として2名1組で行う。その組み合わせの采配は面会交流部幹事が行っている。とりわけ元家裁調査官は援助スキルに長けているため、ペアのうち1名は元家裁調査官とする場合が多い。特に困難が伴うケースでは、元家裁調査官が2名で対応することもあり、反対にそれほど問題性が重くないケースでは、1名で対応することもある。また、最近扱う事例では子が発達障がい、自閉症の疑いがあるケースも散見されるが、そのようなケースでは、保育士の資格を有している会員や専門知識の豊富な会員を割り当てる等の工夫がなされている。年4～5回は、面会交流部主催のケース研究会が行われる。部員以外の会員にも広く参加を呼びかけて援助者のスキルアップが図られている。

(3) 援助の受付と事前面接

援助の受付

利用者が大阪ファミリー相談室の面会交流援助事業に辿り着くルートとしては、裁判所経由が最も多い。FPICが引き受けるのは、基本的に、調停成立による面会交流、または審判・裁判による取決めがある面会交流の実施を促進するための援助である。また、最近では、協議離婚であっても、父母間でFPICの援助を受けるといふ合意が成立し、合意書が作成されていれば援助を引き受けている。したがって、父母が、裁判所の家事調停委員や家裁調査官からFPICによる援助の存在を耳に

10)大阪ファミリー相談室における学生ボランティア導入の試みは、読売新聞2011年11月5日(大阪朝刊)においても取り上げられている。

し、あるいは勧められ、FPICの援助に興味を持つケースは自然と多くなる。その他、元利用者からの紹介、弁護士からの依頼等もある。最近では、父母のいずれかがFPICのホームページを見て関心を持ったという場合も少なくない。

面会交流援助の申込みは電話を通じてなされることが多い。大阪ファミリー相談室では、平日午前10時から午後4時まで室当番担当者が電話での対応を行っている。室当番担当者は電話を受けた場合、当事者に面会交流援助の前段階として事前面接が必要である旨を伝え、事前面接日を相談のうえ決定する。室当番担当者は電話の内容を記録し、事前面接の担当者に事前面接日時を伝える。

事前面接

事前面接担当の会員は8名である。初期対応が後の面会交流の質に大きく影響することから、担当者を限定して均質的に対応できるようにしている。

事前面接は、父母双方が別々に来室することが原則である。ただ、父や母が遠方から来室する場合で援助の受理が想定されるケースでは、当事者の便宜上、事前面接と初回面会交流を同一日に行うこともある。事前面接は、次の手順で進められる。①担当者が自己紹介を行い、②面会交流の当事者の援助に対する希望を聞き、③紛争の経緯、その中で未解決の問題について確認・整理する。そして、④他方の親へも意向を確認することを伝え、⑤面会交流実施に必要な諸料金の説明を行い、⑥受理が可能なケースかどうかを事前面接者が最終判断のうえ当事者の契約の意思を確認し、申込みの意思が確認できれば「面会交流援助申込書」に署名・捺印してもらう。ただし、事前面接者が受理判断に迷う場合は、面会交流部の幹事・副幹事とも協議を行って結論を出すこともあるという。重要な点として、父母が面会交流の実現に向けて努力・協力していく意思があるかが確認される。さらに、援助は原則1年間であることと1回に限り更新が認められることを父母それぞれに説明し、理解を得る。そして、最長でも2年以内に自力での面会交流に向けて努力するよう動機づけをするのも事前面接担当者の役割である。父母のいずれかに面会交流に対する積極的な意思が認められない場合は、試行的面会交流を行ったうえで意思を再確認することもある。(特に暴力・奪取の危険性はないにもかかわらず)子が面会交流に対して緊張していたり、漠然とした不安を抱いているなどの場合には、その緊張や不安を解きほぐす目的で、子とも事前面接をする場合もある。

事前面接は1回60分程度で父母それぞれ5,000円である。この後に申込みをする場合は、申込金10,000円が必要である。各類型に基づく援助料金は、(5)で後述する。なお、申込金・援助料金の支払いに関しては、父母に「面会交流は、子のために行う離婚後の父母の共同作業であるから、父母が応分に負担する」との大阪ファミリー相談室の基本方針を伝える。実際のところ、経済的格差が原因で、「面会する父」が全額負担する割合が圧倒的に多いが、最近では、同居親である母もいくぶんかの割合で負担するケースも散見されるようになった。ただ、母子家庭も少なくなく、経済的負担が援助の利用や継続的利用のネックになっているケースも多々見受けられたことから、対応策が検討されてきた。その結果、2010年5月1日より、面会交流申込金および面会交流援助料金に関

する減免制度が導入された¹¹⁾。

(4) 面会交流援助の蓄積と対象者の属性

面会交流援助の蓄積

大阪ファミリー相談室では、ヒアリング調査時点で、過去の援助が50数件で、継続中の援助が60数件であった。したがって、大阪ファミリー相談室がこれまで手掛けたケースは110件ほどにのぼる。2011年1月～6月までの半年間で12件を新たに受理したが、受理待ちの段階のものも26件あった¹²⁾。FPICでは、申込みは1年単位であり、更新は原則1回とされているが、実際には2年で援助を終了できない（終了するのが相当でない）場合も、ときにある。大阪ファミリー相談室では、最も古いケースで2008年の3月に受け付けたケースが継続している。2008年に受理したケースで現在も継続しているケースは、他にも数件あり、2009年の受理ケースで残っているものもあった。

対象者の属性

面会交流を行う者は、長年、親のみとしていた。しかし、2012年5月、祖父母との交流は父母の合意がある場合に限り、認める方針に変更した。なお、援助が継続している上述の60件余りのうち、母が面会交流権者のケースは3件であり、残りはすべて父が面会交流権者である。家裁の調停または審判で母が親権者に指定されるケースが9割を超えており¹³⁾、面会交流援助の現場でもこの数字が反映されている。裁判所を通しての大阪ファミリー相談室への面会交流援助の依頼は、近畿一円の裁判所からくる。そのため、同居親も大阪のみならず、広く近畿圏に在住している。一方、面会交流を行う親にも、仕事の都合や再婚のために、関東地方等遠方から訪れる人も少なくない。中には東北地方から面会に来る父もいる。逆に、母と子が遠方に居住し、大阪に在住する父との面会交流のために来阪するというケースも、少ないが存在するという。特に、DV被害を訴える母の多くは、母子の現住所を父に知られたくない、面会交流で父と絶対に顔を合わせたくないと主張する。中には、関東地方まで逃げて、住所を秘匿しているケースもある。

子の年齢は、3～5歳の就学前の幼児が最も多い。ただ、言葉をまだ（あまり）話さない乳児（0歳～2歳）の面会交流援助も最近では引き受けている。面会交流部が発足した当時、大阪ファミリー相談室では乳児の面会交流に積極的ではなかった。しかし、ここ数年は、生まれた時から親子のつながりを中断させることなく維持していくことが子の発達には必要であるという考えに変化してきている。この場合、面会交流中に行われるのは、親が子を抱いてあやすスキンシップということになるが、それは後々その子が大きくなった時にスムーズに面会交流を行うための土台作りとして重要であるという認識がある。なお、若年離婚が増加しており、離婚する女性の約3割が20代で母

11) 年間所得が300万円以上の親については規定料金によるが、年間所得が120万円未満の親については料金を免除する。年間所得が120万円以上300万円未満の親の場合は、基準額を半額に減額する。

12) 「受理待ち」とは、事前面接を経て親それぞれに面会交流申込書に署名を未だもらっていない状況を指す（一方の親とのみ事前面接、面会交流申込書への署名が済んでいる状態も含む）。

13) 平成22年度最高裁判所司法統計年報（家事編）「『離婚』の調停成立又は24条審判事件のうち未成年の子の処置をすべき件数」。

子世帯になっている現状から見て¹⁴⁾、未就学児やそれ以下の子が援助の対象となるケースは、今後も増えると予測されている。

一方、小学校高学年以上の子の援助は稀である。姉が中学1年生で下の子と一緒に父と面会交流すると取り決めているケースでは、姉は2回目までは約束通り来室したが、その後は部活動が忙しいことなどを理由に、面会を嫌がったという。このような場合、援助者が父、母のそれぞれと連絡を取って調整を行うが、子が小学校高学年以上になると、上記事例のように、父、母ともに面会交流援助に同意していても、子が親の「理想通りに」面会してくれないケースは珍しくない。15歳未満の子については、調停・審判の過程で家裁調査官が子の意向を何らかの形で汲み取るが、子が面会交流の具体的方法・内容について直接意見を述べる機会はない。小学校高学年から中学生くらいになれば、子本人の要望も出てくるのが自然で、それを面会交流にどのように取り入れ、いかに折り合いをつけていくかという大変難しい問題が発生する。ただし、小学校高学年あるいは中学生の子が本人のみ面会交流援助の対象になることは極めて稀で、通常はその子の弟妹の面会交流が中心であり、その弟妹の面会交流を保護者に代わって見守る役割を持つケースが多いという。

(5) 面会交流援助の類型とその内容

大阪ファミリー相談室で提供されている援助は、大別すれば、継続的援助と試行的援助の2つに分けることができる。このうち継続的援助には、さらに、付添い型、受渡し型の2類型がある（【図1】参照）。

継続的援助—連絡調整型の廃止

かつては、継続的援助には連絡調整型も含まれていたが、該当ケースが見当たらなかったことから、大阪ファミリー相談室では、2010年9月15日をもって廃止した。連絡調整型とは、両親が互いに直接連絡を取り合うことが困難な場合、援助者が代わりに連絡を取り、面会交流の日時・場所を調整するというものであった。連絡を取ることが困難で援助を依頼するが、面会交流自体は自立して円滑に行えるというケースは、確かに考えにくい。連絡調整型が想定されるのは、父母が仕事で極めて多忙で連絡調整を行うことが難しい場合や後述の付添い型から自立へと向かう段階など、極めて限られた場面であろう。

継続的援助—付添い型

付添い型は、原則として以下の手順で行われる。まず、援助者が父母と調整のうえ面会交流の日時を決める。決められた日時に同居親が子を連れて来室する（子の病気等やむを得ない事情によるキャンセルでない限り、振替え実施は行わない）。そこでまず、同居親と子をプレイルームに入室させる。続いて援助者もプレイルームに入室し、子が面会交流の場に慣れるための準備を手伝う。次に、子が落ち着いて「自分の世界」を十分につくることができたと判断すれば、同居親に退室して

14) 厚生労働省平成18年度全国母子世帯等調査「母子世帯になった時の母の年齢階級別状況」。

もらい、続いて（父母が顔を合わせることが望ましくない場合は時間差をつけて）別居親に入室してもらい、援助者が面会交流を見守る。なお、大阪ファミリー相談室では、初回は相談室内のプレイルームを使つての面会交流が原則である。事前面接を担当したスタッフ以外の者も付添う場合、その者と当事者は初めて顔を合わせることになる。当事者が慣れない状況の中でのトラブルを避け、安全に配慮するためにも、相談室内の部屋が利用される。プレイルームは1室であるが、土日には他に2室借用している。前者には年少向きの玩具が多く用意されている。後者2室は、小学校低中学年以上向きで年少用よりも広いスペースが取られている。また、屋上庭園もキャッチボールができる程度の広さがあり、必要に応じて使用されている。

さらに、面会交流の見守りの方法については、2008年11月の相談室移転に伴い、選択肢が広がった。移転前は援助者はおっぱら、プレイルームに入室して面会親と子を傍らで直接見守るか、ドアを開放し隣室から様子を見ていた。しかし、移転後の新しいプレイルームには、天井の一角にビデオカメラ（見守りカメラ）が備え付けられている。これにより、援助者は隣室でモニター画面を通して面会交流の様子を見ることができるようになり、面会交流を行う親子に対して観察による負担をかけることなく、見守りを行うことも可能となった。なお、見守りカメラを利用する場合は、事前に当事者の同意を得ることが当然の前提である。

面会交流が終了すれば、母が待機している控室に援助者が子を連れて行く。子が別居親とプレイルームで面会交流している間、同居親は控室で待機している場合が多い（控室は複数用意されている）。待合室では、待機中の母に面接して前回の面会交流後の子の様子や母自身の子育ての悩み等を聞くこともある。自立した面会交流に向けた働きかけも行う。中には、その待機時間に近辺の親戚・友人を訪ねてリフレッシュを図り、約束の時間に控室に戻ってくる同居親もいるという。面会交流終了後の帰宅時間も、父母で時間差をつける場合が多い。たとえば、母と子が先に帰り、その後しばらくの時間を使って父はその日の面会交流について援助者と振返りを行うという方法が採られる。

付添い型は、1回につき10,000円と定められている。外部で行う場合は、援助者の交通費、施設入場料等の実費も追加される。また、子の人数、時間等の事情で、援助料金が加算されることもある。

継続的援助—受渡し型

受渡し型については、屋外のある場所で待ち合せて、そこで受渡しのみをするという援助は、大阪ファミリー相談室では、あまり行っていない。同居親に子を連れて来室してもらい、別居親にも相談室にまず一度来室してもらう。たとえ30分でも相談室で父と子にふれあってもらうようにし、子が慣れたと思われるところで外出を認め（あるいは促し）、そして外での面会交流が終わった後も、また最後には相談室に戻ってきてもらうという形が基本形である。受渡し型は、付添い型の回数がある程度重ねて次第に自立した面会交流へと向かう過程で採る方法として有効と捉えられている。なお、外出といっても、親や祖父母の自宅での面会交流を行うことは認めていない。最近ケースの増加でプレイルームも待合室も不足しているため、公園・施設等での面会交流は増えてきている。受渡し型の援助は、1回5,000円である。

試行的援助

試行的援助は、あくまで例外的措置として用意されている援助である。本来、抗告・控訴審中など裁判所内での試行的面会交流ができない場合に限って認められる付添い型の援助である。しかし、近年では、家裁から、調停や審判の係属中に行っている試行的面会交流をそのまま大阪ファミリー相談室に引き継いでもらいたいとの要望が多く寄せられる。試行的面会交流は家裁が行うべきであり、大阪ファミリー相談室がそれを代替することは望ましくないという理由から、当該援助形態を廃止する提案もなされたが、現在では回数を2回に制限して援助を提供している。また、試行的面会交流では、2回とも相談室内のプレイルームを使用して実施することとなっている。

さらに、家裁で試行的面会交流が一度でも行われていれば良いが、実際には、調停事項あるいは審判等にFPICの援助が盛り込まれ、事前面接をする余裕もなく、援助の即座の提供が求められる事案もあるという。また、そのような場合、調停・審判等の内容が、大阪ファミリー相談室が受理条件に掲げている面会交流の頻度「月1回2時間以内」にそぐわないものも多々ある。このようなケースにおいて、果たして援助を今後提供していけるのかという点を見極めるため、試行的に2回ほど面会交流を行うことがある。そこで援助の枠に収まりきれないと判断した場合は、やむを得ず援助を打ち切ることになる。しかし、反対に、試行的援助が順調に経過したときは、そのまま継続的援助へと受け入れている。

試行的援助の場合は、申込金5,000円に加えて援助料金が1回につき10,000円である。また、試行的の結果、援助を正式に受理することになった場合には申込金5,000円を要する。

場所提供援助

正式な援助類型ではないが、場所提供援助も行っている。これは文字通り、付添いや受渡しの援助なしで相談室のプレイルームの場所提供のみを行う援助である。プレイルームには、最近では発達段階に応じた玩具、情操教育に役立つ玩具（会費による購入、会員の寄贈）が用意されている。また、付添いや受渡しがないとはいつても、子の奪取の危険性や子の身の危険性は薄れると思われ、同居親としてはいくぶん安心できるのではないだろうか。料金は1時間5,000円と定められている。

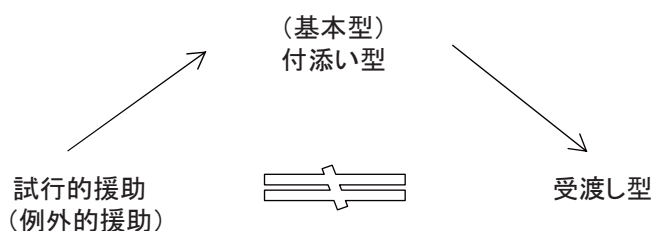


図1 大阪ファミリー相談室の援助類型

(6) 課題

このように、大阪ファミリー相談室では2006年4月の面会交流部発足以来、今年で援助6年目を迎えて成果を上げているが、その中で、面会交流援助に関するいくつかの課題も浮かび上がってきている。

課題1 一面会交流中の写真撮影によるトラブル

1つ目は、面会交流中の写真撮影によるトラブルである。同居親の了承がない限りは、写真やビデオの撮影、音声録音は認めていない。特に、調停・審判等の係属中は、これらを認めていない。ところが、申込み時に撮影・録音の禁止を念押しするにもかかわらず、隙を見て子の写真を撮り、それを裁判の証拠として提示する利用者がいる。たとえば、親権をめぐる訴訟が係属中の場合、面会交流中に撮影した写真を持ち出し、「相手方は、子どもにみずぼらしい姿をさせている」等と述べて相手方の親権者としての不適格性を主張する。また、反対に、「子どもは自分と面会しているとき、これほどにも楽しそうにしている」と述べて自らが親権者として認められるべきことを主張することもあるという。これについては、援助者の注意の強化をしたり、プレイルーム内の見守りカメラを増やしたりすることで解決すべき問題というよりも、親の規範意識を向上させる必要性の方が高い¹⁵⁾。そこで、後述する面会交流援助における父母教育プログラムの実現が現在検討されているところである。

課題2 同居親の祖父母による面会交流阻害

2つ目は、同居親の祖父母による面会交流の阻害である¹⁶⁾。たとえば、離婚後に母が実家に戻って生活している次のような事案があった。祖母が自分の娘を不幸にした父には面会交流が許されないと考えていて、子が帰宅後、面会交流の話をしたたり面会交流中に父からもらったプレゼントを見せると激怒する。そのため、母は決められた面会交流期日に毎回子を連れて来室するが、面会交流のノルマさえ果たせば良いと考えている節があった。そして、祖父母に遠慮して、父から子へのプレゼント（客観的には、特に高額でもなく相当な範囲と認められる）を頑なに拒む。また、父子関係が良好であることから、援助者が屋外での面会交流へのステップアップを母に度々提案するが、祖父母への刺激を恐れて受け容れない。このケースのように、離婚後、母の経済的自立が難しく実家に依存している場合は特に、祖父母が面会交流の充実・発展を阻害する傾向が見受けられるという。

課題3 援助機関への当事者・裁判所の依存

3つ目は、援助機関への当事者および裁判所の依存である。援助の需要が年々増えてきている中で援助の意義を実感する一方で、援助機関があることで逆に家裁での調停事項の摺合せが必ずしも十分に行われず、当事者たちが相談室に依存的になってしまっているのではないかという危惧がある。これまでの50数件の既済のケースのうち、父母が自立して面会交流を行えるようになって終了

15) プレゼントの授受をめぐる問題についても同様である。別居親が高価な物や発達段階にそぐわない物を持参したり、取り決めた物以外を持参するとトラブルになることがある。

16) 反対に、祖父母が面会交流に協力的なケースもある。たとえば、DV被害による心的外傷の大きい母が相談室まで来ることができないときに祖父母が代わりに子を連れて来て、父と面会交流を続けているケースも多くはないが存在する。

したケースは約3割である(2012年7月1日現在では約4割に増加)。残りのケースは、何らかの障害が生じ再調停に付されたり、父あるいは母に連絡がつかなくなり終了したケース等である。そこで、大阪ファミリー相談室では、面会交流に対する父母の自主的解決能力を高めるためには父母教育プログラムの開発が必須と考えており、現在その導入に向けての検討が進められている。当事者が父母教育プログラムを裁判所で十分に受けて相談室へ足を運ぶのが理想ではあるが、各裁判所の事情によって提供が難しい場合もある。そうであれば、援助の中で、できる範囲で父母教育プログラムを取り入れていこうではないかという計画である。

以前より、大阪ファミリー相談室は援助の契約締結時に、父母それぞれに「面会交流援助のご案内〈届けよう！親の愛〉面会交流援助を利用するお父さん・お母さんへ」と題したパンフレットを渡し、援助類型・費用等の説明とともに面会交流援助のルールや父母が採るべき基本姿勢を丁寧に説明するよう努めてきた。このような説明の後に実際の援助に入ることで成功するケースもある一方で、回数を重ねても父母間に協力関係が見られず自立の見通しが全く立たないまま1年が経過し、援助の更新が必要となるケースもなくなる。そこで、自立した面会交流に向けた父母のエンパワーメントのために考案されているのが、「更新時講習」と「経験交流会」である。「更新時講習」は、援助契約の更新時に、面会交流時に一般に父母に求められる姿勢や子に見られる心理的負担を、当事者や子が取った具体的行動に照らし合わせつつ再確認するというものである。本来であれば父母同席が望ましいが、更新が必要な父母は同席できないことの方が多いと思われるため、個別に対応することが考えられている。「経験交流会」として提案されているのは、あらかじめ日時を設定して当事者の希望を募り、数名の受講者に対して講義を行い、その後に集団討論をしてもらうという形式のプログラムである。交流会の中で他者の意見・経験を聞くことで孤立感から脱出できるなどのメリットが想定されている。ただ、このような交流会にはメリットと同時に複数のリスクも考えられるため、準備・研究に慎重に取り組んだうえで実行に移される予定である。

2. FLC 面会交流援助部門：Vi-Project

(1) 事業の歩み

Vi-Project(子供の面会・交流サポートプロジェクト)は、2004年5月に、臨床心理士でプロジェクト代表の桑田道子氏を中心として設立された。遡れば、その源流は1990年設立のFLC(女性ライフサイクル研究所)、それに続くFLCからの2002年11月のNPO法人FLC「安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク」の独立に行き着く。

桑田道子氏は、大学で家族法・社会保障法を専攻後、家族の問題を心理的側面から援助する必要があると考え、大学院で対人援助学を研究された。大学院在学中に、ステップ・ファミリー支援の研究の傍ら、ステップ・ファミリーための支援団体設立などにも関わられた。その中で第三者による面会交流援助の必要性を強く感じ、同じ問題意識を持つ大学院の仲間とプロジェクトの準備を進

められた。2004年5月のプロジェクト設立から1年間はスタッフ同士で勉強会・研修を積み重ねた。さらに、2005年は社会福祉医療機構（WAM）より「離婚家庭に育つ子どもたちへのサポート事業—別居親子間交流援助プログラム作成のための現状調査—」と題する研究調査で助成を受け、国内で面会交流を行っている当事者、面会交流に関して知識・経験の深い弁護士や児童精神科医、家裁調査官、法学者にインタビューを行ったり、アメリカのビジテーション・センターを視察するなど、さらなる調査研究を重ねた。そのような土台作りの後、2006年5月にモニター事業が開始され、2007年11月より本格的援助が提供されている。事務所は、大阪市北区天神橋のビルの3階に置かれている。

Vi-Projectの他には、NPO法人FLCは現在、DV子どもプロジェクト（2003年2月設立）、アドボケイト・プロジェクト（2003年3月設立）、暴力防止プロジェクト（2006年4月設立）の3プロジェクトを提供している。DV子どもプロジェクトでは、DV被害を受けた母子を対象にした心理教育プログラムを作成し、母子支援施設で実施している。アドボケイト・プロジェクトでは、被害者のアドボカシー（権利擁護・代弁）について研究調査、講座、出版などを通じた啓発活動を実施している。暴力防止プロジェクトでは、子ども・大人向けのプログラムをそれぞれ作成・実施している。

（2） Vi-Projectの援助体制

Vi-Projectには現在、桑田道子代表を含めて、20～30代の8人の女性スタッフが在籍する。スタッフには、臨床心理士数名の他、一般企業の会社員もいる。役割分担については、援助初期の頃は、「受付担当」と「トランスファー担当」を分けたり、トランスファーについてもケース毎に担当者を固定していた。しかし、試行錯誤を重ねた結果、現在ではそのような担当制にはしていない。ただし、桑田代表が、すべてのケース引受けのアセスメントを必ず行うようにし、また、当該ケース援助の基本方針を最初の段階で確認するようにしている。その後は、8名で各ケースの情報を共有しつつ、ケースに適切で、かつ、動けるスタッフがトランスファーを行うというスタイルを採っている。

以前採用していた担当制の問題は、利用者が依存性を増すことであるという。初期の頃には利便性を考慮し、連絡先を個人の携帯電話にしていた。しかし、次第に、離婚に伴う諸手続に関する問い合わせなど、面会交流援助には直接関係がない相談の電話が利用者から頻繁にかかってくるようになった。そこで、モニター段階を経て、現在では上述のような仕組みにし、プロジェクト専用電話を通じて連絡を取ることを原則としている。

スタッフの研修としては、NPO法人FLC全体で毎年行われる家族支援に携わるスタッフの研修がある。Vi-Projectのスタッフは、準備段階からほぼ入れ替わりがなく安定していることもあり、プロジェクトの本格的開始後、特に定期的に研修を行っているわけではない。これまで一緒に積み上げてきた土台があることに加え、日頃より情報共有に努めているため、特に差し迫った必要性は感じないが、今後新たなスタッフを迎えた場合は、トレーニングは必須と考えている。

Vi-Projectの援助形態であるトランスファー・サポート（面会交流に際しての子の送迎、（5）で詳述）は、2名1組で行っている。しかし、日中それぞれの仕事を持っているスタッフ8名でこれ

を行うのは容易ではない。事前カウンセリングは平日の夕刻から夜間の時間帯に行くことが多く、トランスファー・サポートは基本的に土曜日や日曜日、祝日に行っている。

(3) 援助の受付と事前カウンセリング

援助の受付

まず、利用者が Vi-Project を知った経緯についてである。モニター事業を行った2006年頃は Vi-Project の活動が新聞各紙に取り上げられ、そこでモニター募集も行っていったことから、新聞記事を見て問い合わせをしてくるケースが多かったという。ただ、広報を行い活動を多くの人に知ってもらえたことは良かった半面、Vi-Project のサポートに実際には当てはまらない問い合わせも多く寄せられ対応に苦慮したことも事実であった。そのような事情から2007年以降は広報に特別の力を入れていない。現在では、利用者や弁護士からの紹介が大部分を占め、1割程度が Vi-Project のホームページを見てその活動を知り関心を持ったというケースである。

事前カウンセリング

事前カウンセリングはメール・電話で受け付けている。事前カウンセリングは同居親、別居親別々に60分予定されており、それぞれ5,000円である¹⁷⁾。FLC 内の相談室あるいは事情によっては屋外で行うこともある。事前カウンセリングでは、はじめに、別居・離婚に至った状況、それぞれの親の現在の状況（現在の居住地、仕事、再婚など）を尋ねる。その後、具体的な援助に向けての話に入り、面会交流への希望や子の様子を確認する。必要な場合には、子ども事前カウンセリングの時間を持つが、これは父あるいは母から要望があった場合である。また、このような要望があった場合も、子に様々な質問を投げかけるというよりは、援助者との顔合わせを行い、スムーズにトランスファー・サポートを提供できるよう、子の心を解きほぐすことを心がける。というのも、トランスファー・サポートにおいては、子は別居親から離れ別居親に会いに行くまでの間、援助者と行動をともにする。年少の子の場合、親から離れることでパニックを起こさないようにするため、事前にたとえ15分でも会っておくと効果があるという。

申込みの受理条件として、原則として、面会交流について調停あるいは審判・裁判による取決めがあり、父母双方に Vi-Project の援助のもと面会交流を行っていく意思が確認できることが求められる（弁護士が介入する場合は例外を認める）。ときに、事前カウンセリングの場において、同居親が「調停では致し方なく合意したが、いろいろと考えてみると、やはり子を別居親に会わせたくない」と言い出すこともある。そのような場合は、客観的に見て、離婚後の面会交流が子にどのような意義をもたらさうかを説明するが、最後は同居親の判断に任せている。同居親の理解・協力が得られないもとの面会交流が子に及ぼす負担は、別居親と子の交流の利益を斟酌しても、見逃せない

17) 2012年4月からは、フォロー・カウンセリングを新たに開始した。概ね2回のサポート後に、よりよい面会の継続に向けて父母それぞれと話し合うものである。その後も必要・希望に応じ、随時カウンセリングを行う。これは、モニター事業開始以降の5年の援助の積み重ねを踏まえた改善点である。

ものであるとの認識がある。そして、父母の合意を確認した後、Vi-Project 利用にあたってのルールに目を通してもらい、その遵守の約束のうえで、「同意書」署名をもって契約が成立することとなる。初年度登録費は子2名までで10,000円であり、2年目以降は1年毎に10,000円を支払う。この登録費は申込金・更新料に相当し、各ケースの記録管理費や保険費にあてられる。

なお、父母間の費用の分担は、ケースによって様々である。Vi-Project は、費用の分担については敢えて立場を示さないことに決めている。モニター事業段階では、ひとり親支援団体の助言を受け、面会にかかる実費を試行的に別居親に支払ってもらうようにしていた。このような方針に対しモニター事業で特に問題が生じたわけではないが、費用の負担を別居親と定めるのは援助する側としての中立性を失うのではないかという意見がスタッフの中から出された。そこで、モニター事業後は、費用は父母の取決めに委ねることで様子を見ていたが、費用の点で採めて肝心の援助を開始できないという問題は起こらなかった。これまで受け付けたケースについて見ると、同居親負担、別居親負担、同居親と別居親で折半の割合がほぼ3分の1ずつに分かれている。あくまでも元夫婦であったゆえ、互いの経済状態をある程度把握しているからではないかという。

(4) 面会交流援助の蓄積と対象者の属性

面会交流援助の蓄積

Vi-Project では、2007年の援助の本格的開始から数えてあわせて15家族の援助を行ってきた。すでに、5家族が自立した面会交流の可能な段階を無事迎え「卒業」している。1家族については保留状態にあり、9家族に援助を行っている状態である。援助回数は年間で100回近くに上っている。

対象者の属性

また、援助を提供してきたすべてのケースで、同居親が母で、面会交流を求める別居親が父であった。問い合わせ自体は、別居親（非親権者）である母からであることも珍しくなく、これまでに20件ほどあった。しかし、そのような電話やメールでは、母親は実は具体的な援助の説明を求めているわけではなく、子に会えない気持ちに耳を傾けてほしい様子であるという。そのような母親は、親権を付与されない然るべき理由があり、本人もそのことを認識している場合も多い。このような場合、Vi-Project では援助の対象外となるため、相談を聞いた後、適切なカウンセリング機関を紹介する形を採っている（連絡も、1～2度で自然に途絶えるという）。

また、これまでのケースの同居親の居住地について見ると、トランスファー・サポートはJR大阪環状線天満駅より1時間の範囲で対応することが基本となっていることから¹⁸⁾、全員が近畿地方在住であった。一方、別居親については近畿地方のほか、遠方から面会交流のために定期的に関東を訪れるケースもいくつかある。

援助を行う子の年齢に特に制限は設けていない。プロジェクトを立ち上げた段階では、4歳から

18) 2012年4月からは、受渡し場所をJR大阪環状線各駅に変更した。前掲注17) とこの点の2つが、今年度からの改善点である。

10歳までの子に限って対象とする考えもあった。一般的に見て、4歳であればある程度意思を確認できるからである。逆に、10歳を過ぎる小学校高学年になれば、必ずしも見た通り、言う通りに意思を受け取れば良いものではなく、年少の子とはまた別の難しさが出てくるとの予想からであった。しかしながら、最終的には、年齢で一律に区切るよりも、多少の困難はあるかもしれないが希望があれば何歳の子でも援助を受け入れる姿勢の方が重要ではないかという結論に達した。

現在、子の年齢層として最も多いのは、3～5歳くらいの幼児である。一番小さい子は1歳1か月で、上は概ね小学校高学年くらいまでである。援助開始時に小学校低学年から小学校中学年であった子らは、中学校入学を機に援助を「卒業」した。中学校入学により小学校在学時に比べて面会交流の都合をつけることが難しくなると同時に、本当に子が別居親に会いたいと考えれば別居親に直接連絡を取って会うことも可能であるから、自然な流れではないかとしている。

(5) 面会交流援助の類型とその内容

トランスファー・サポート

Vi-Projectの援助の柱は、トランスファー・サポートである。事前カウンセリングの後「同意書」が提出され、初年度登録費が納められると、面会交流の具体的なコーディネートが開始する。連絡調整には、Vi-Projectの携帯電話およびメールを使用している。別居親と同居親のそれぞれに、10日前の18時までに電話またはメールで面会希望日を複数挙げるようにしてもらい、調整を行う。平日・日曜日・祝日を問わず、10時から18時までが基本であり、早朝や夜間の場合は時間外料金のもと援助する。また、JR大阪環状線天満駅より1時間の範囲で受渡しを行うことが原則であり、遠距離の場合は遠距離料金が加算される。日時および場所の決定後、トランスファー・サポート費の支払いという手順を踏む。費用は、送迎1セットあたり5,000円と、JR大阪環状線天満駅（もしくは、その最寄りの地下鉄の駅）からのスタッフの往復交通費実費と定められている。キャンセルは、面会予約日の前日18時までであれば可能で、援助料金の支払いは不要である。それ以降のキャンセルは、子が病気・怪我をした場合などやむをえない事情が証明された場合に限り、認められる。

トランスファーにおける工夫1ー当日連絡用紙

トランスファー・サポートは多くの場合2名1組で行うが、子の年齢等の事情をみて1名で行う場合もある。当日待ち合わせ場所で同居親から子を預かる際には、その日の子の体調等を確認し、「当日連絡用紙」がある場合にはそれを預かる。「当日連絡用紙」は、モニター事業を経て出されたアイデアである。モニター事業時、同居親の中には、子を援助者に預ける時に、面会交流に際して別居親に注意してもらいたいことを当日に口頭で列挙する人もいた。子を心配してのことであるが、その注意事項の中には服薬に関して等重要なことから些細なことまでが入り混じっており、援助者を混乱させることもしばしばであった。確認しながらメモを取るには時間がかかり、別居親との待ち合わせ時間に支障が出るのが懸念された。一方で、別居親のもとでその注意事項を説明しても、どこまで守られたのか不安が残った。そこで、本格的援助開始以降は、当日までにスタッフ

経由で別居親に伝えられなかった緊急で重要な事項を、同居親に「当日連絡用紙」に記入してもらうこととした。記入事項を別居親の前で読み上げたうえで渡し、その場で確認のサインをもらう。面会交流終了後も、重要事項を守れたかについて確認のサインを別居親が記入する。

トランスファーにおける工夫 2 ー実施記録と面会報告書提出

トランスファー・サポートにおいて、援助者は、毎回、専用フォームにトランスファー実施記録をつける。たとえば、行きについて、子を連れて待ち合わせ場所に来たときの同居親と子の様子、移動時の子の様子・援助者との会話、別居親に会ったときの子の様子、子に会ったときの別居親の様子といった項目別に、客観的に記録をつける。帰りについても同様である。待ち合わせ場所に親子が到着した時間、待ち合わせ場所で援助者と親が会話した時間等、非常に細かく記すこととなっている。行きと帰り、あるいは1回目と2回目で、必ずしも同じ援助者が同行できるとは限らないため、そのような緻密な記録を残し（コピーを事務所に保管している）、次の担当者が熟読してスムーズに援助を続行できるよう配慮がなされている。

一方、トランスファー・サポート後は、両親に「面会報告書」を概ね3日以内に Vi-Project に提出してもらうことにしている。以前は FAX を通じての提出であったが、最近は同フォームを使用してのメールでの報告が主流になり提出が容易になったことから、多くの親が大変丁寧な報告を送ってくるという。

例外としての面会交流立会い

面会交流中の立会いは、例外的に行う。弁護士事務所内での面会に限り、スタッフの同席を可能とする方針である。同居親が弁護士事務所まで連れてきて面会交流中は別室で待機し、終了後に連れて帰る場合もあれば、トランスファー・サポートがあわせて行われる場合もある。Vi-Project が弁護士事務所での立会いを行ったケースの1つは、1回のみ弁護士事務所での立会い、2回目からは結局トランスファー・サポートに移行した。もう1つは、1年ほど弁護士事務所での立会いを行った。両ケースとも、トランスファー・サポートを行っているケースと比較して特別な事情はないが、同居親が第三者の立会いなしには不安が拭えなかったことで、立会いとなった。このような経験から、Vi-Project は現在、面会交流中の立会いに特に力を入れることはしていない。ただ、子がまだ乳幼児であり、単純に世話の面で父親のみに長時間預けることが不安である場合などは、面会交流中の立会いも必要と考えているという。

(6) 課題

Vi-Project は発足から8年を経た。本格的援助開始より数えれば、今年で5年目を迎えようとしている。最後に、Vi-Project の面会交流援助における今後の課題にふれる。

課題 1 ーDV ケースの受理判断

1つ目は、DV の場合の受理判断である。Vi-Project では準備段階においてアメリカのビジテーション・センターを視察し、アメリカのスーパービジョン・ビジテーション・ネットワークで使用さ

れているスタッフ教育のテキストを持ち帰り、それを1年間スタッフで輪読した。そのような経験からも、父から母にDVが見られたケースの受理判断には特に慎重に取り組んでいる。決してすべての離婚家族で面会交流を実現することが望ましいとは考えていない。判断に慎重性を要するカテゴリーの代表的なものとしては、一般に、子に対する虐待、子の連れ去りの危険性、親の強度の精神障害などが挙げられる。その中で、Vi-Projectがこれまでに関わったのがDV事案であった。DVは、子に対する直接的な暴力ではなく、かつ、程度の幅も広い。父母間にすでに力関係が形成されており、被害者側が健康的な思考のうえでの意思決定ができていないことも多い。したがって、Vi-Projectが援助の前提にしている「父母の合意」の有無の判断自体が一筋縄ではいなくなる。「面会交流を望む」というDV被害者側の親の意思をそのまま素直に受け取れないのである。

現在、同じNPO組織内の「DV子どもプロジェクト」はDV被害を受けた母子を対象にした心理教育プログラムを母子支援施設に出向く形で実施することを内容としているため、プロジェクト同士で特に連携を取っているわけではない。しかし、深刻なDV事例が来るが多くなる等の事情が生じれば、将来的には連携が必要となるとの認識を持っている。

課題2 一同居親の祖父母による面会交流阻害

2つ目は、祖父母による面会交流の阻害である。これは、FPIC大阪ファミリー相談室の課題にも挙がっていた点である。Vi-Project利用者の同居親（母）の中にもやはり、祖父母からは子を別居親に会わせる必要などないのではないかとされている人が少なくない。それでも、Vi-Projectを利用する母の多くは、子を別居親に面会させることの重要性を徐々に理解し、前向きに進もうとする。当事者の面会交流に関する考え方が基本的に重要であるが、さらに面会交流の回数を増やしたり質を高めていくためには、当事者を取り巻く人々の意識も鍵となってくるという。面会交流を行うことが客観的に見て問題のない場合に、当事者が遠慮や後ろめたさを感じることなく、今より楽な気持ちで面会を行える社会をつくることの必要性を強調する。

課題3 父母教育プログラムの必要性

3つ目は、父母教育プログラムの必要性である。この点も、FPIC大阪ファミリー相談室でも挙げられており、重要な課題であることを窺わせる。諸外国の例を参考にした裁判所での父母教育プログラムの普及も望まれるところであるが、日本は大半が協議離婚であることが大前提であるとする、その場合の対策も別途考えるべきであるという。たとえば、あくまで一例として、次のような案を出されている。離婚届の提出前に、未成年者を持つ父母には市役所で父母教育を内容とする一定の講習を受けることを義務づける。双方の親の受講証明書の発行をもってはじめて、離婚届の受理を可能とするシステムである。

Vi-Projectの援助においても、父母教育を意識している。たとえば、申込みの際に小冊子「離れて暮らす親子のためのHAND BOOK」を渡して説明を行っている。面会交流の意義に始まり、面会交流でビジネス・ライクな関係を築くための具体的な注意点や幼児期・学童期・思春期別の面会交流プラン例を掲載している。このようなきめ細かな記述は、臨床心理士をはじめとするスタッフが、

親子双方の立場に立った心理状態を深く理解していることの表れととれる。相手方の粗捜しばかり行い非難の応酬となりがちな離婚の現場を変えていくには、大きな制度変更よりも、差し当たっては意識改革を地道に行っていくことがより重要ではないかという。そのため、Vi-Projectは、離婚後の共同親権制度の早急な実現には慎重であるべきとの立場でもある。

3. 小括

以上に見てきたように、FPIC 大阪ファミリー相談室と FLC の Vi-Project の活動には、それぞれの理念・特徴が反映されている。大阪ファミリー相談室では、いずれの援助においても相談室が起点および終点である。相談室を拠点に援助を行うことにより、それぞれの親の待機時間を相談の時間として有効活用し適切に働きかけ、次の面会交流につなげていく橋渡しとする細やかな調整を行っている点が注目される。たとえば、その時間を使い、養育費と面会交流の間に直接の関係はないが、養育費履行勧告に準じる働きかけを行うこともあるという。面会交流ただ1点のみを見つめるのではなく、幅広い視野に立って家族の問題を俯瞰し、他の問題との関係も捉えたとえで面会交流援助を提供している。また、面会交流において事情の変更がある場合も、ケースによっては家庭裁判所での再調停に付さずに大阪ファミリー相談室内で行っている ADR 調停と提携し、そこで調停を成立させて引き続き面会交流援助を提供したのも過去にある。家裁調査官をはじめ法律と心理の両面に精通したスタッフの存在が、このような援助を可能としていると思われる。

一方、Vi-Project は屋外の決められた場所を起点および終点としたトランスファー・サポートを援助の柱としている。面会交流立会いは、弁護士事務所内での面会に限り行う。同居親が立会いまで求めるような状況下での面会交流の支援には、現在のところ力を入れていない。このような方針は、少人数の民間援助組織で責任を持って援助を提供するにはどのようなサポートの形態が適切かを検討している結果ではないかと推測する。

両団体の課題には、共通点も見られた。1つは、同居親の祖父母による面会交流阻害である。同居親の祖父母のほかにも、同居親の再婚相手（子にとっては継親）など、本来であれば援助対象の枠の外にいる者の意見や行動が間接的に面会交流の量・質に反映される。祖父母や同居親の再婚相手は新しい生活の中で子を支えるため、子の関心が常に自分の方に向いていることを望む。しかし、過剰な介入を面会交流の場においてまず断ち切れるかどうか、当該子のその後の教育全般にも関わってくると考えられる。したがって、このような問題への対処を今後どのように行っていくかは、大変重要な課題であると指摘できる。

また、父母教育プログラムの導入の必要性も、両団体が強調している点である。面会交流援助への父母の依存を防ぐため、父母の自立を促す心理教育も両輪として必要となる。裁判所内での父母教育プログラムとは別に、援助団体内での父母教育の可能性も模索されている。

表1 大阪ファミリー相談室とVi-Projectの基礎情報

	①大阪ファミリー相談室	②FLC Vi-Project
組織形態	公益社団法人	NPO
設立	1993年	1990年10月：前身であるFLC（女性ライフサイクル研究所）設立 2002年11月：FLCより独立し、NPO法人設立 2004年5月：Vi-Project設立
面会交流援助開始	2003年頃～ 面会交流部発足：2006年4月	2006年：モニター事業開始 2007年11月：本格的援助開始
人材	元家裁調査官・元裁判官等（正会員） 元・現家事調停委員等（特別会員） 年齢層：50代～70代 2011年10月～：大学生ボランティア導入	臨床心理士4名 平日は異なる職を有する者（学校法人の管理栄養士、保険業等）4名 年齢層：20代～30代
人数	相談室全体：67名 面会交流部員：10数人（実際は40数名が関わる）	全体：15名 Vi-Project：8名
援助条件	調停成立、審判・裁判による取決め、当事者の合意	調停成立、審判・裁判による取決め
援助形態	継続的援助：付添い型、受渡し型 試行的援助	トランスファー・サポート（受渡し）が基本 立会いは弁護士事務所においてのみ
援助累積件数	約110件（継続中：60数件、既済：50数件）	15件（継続中：9件、既済5件、保留：1件）
受付のルート	①裁判所（調停委員・調査官を通じての紹介）、②弁護士からの紹介、③その他	大部分が利用者、弁護士からの紹介 1割程度がホームページ閲覧による
子の年齢分布（実績）	0歳～16歳（多くは保育園の年中・年長）	1歳～小学校高学年（多くは、保育園の年中・年長）
同居親・非同居親の割合	現在継続中の60数件中、母が面会交流権者＝3件	これまで全件が、母＝同居親、父＝面会交流権者
料金	事前面接：父母それぞれ5,000円 申込金：10,000円 付添い型：1回10,000円 受渡し型：1回5,000円 場所提供：1時間5,000円 更新料：10,000円	事前カウンセリング＋フォローカウンセリング＝父母それぞれ11,000円（2012年度より） 登録費：10,000円 トランスファー・サポート＝基本料金（1回5,000円）＋スタッフの2往復交通費 立会い＝1時間2,000円 登録継続費：10,000円
父母間の料金負担	面会交流権者（＝ほぼ父）が全額負担するケースがかなり多い	同居親、面会交流権者、折半ほぼ3分の1ずつ

（以下、次号）